○薩摩川内市UIJターン者家賃等補助金交付要綱

平成２９年３月２７日

告示第１０１号

（趣旨）

第１条　この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成１８年薩摩川内市条例第４０号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づき、及び条例を実施するため、UIJターン者家賃等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　市長は、UIJターン者の家賃及び移住に係る経費の一部を負担し、中小企業等の人材確保及び地元就労の促進を支援することにより、本市の地域産業の振興を図るため、中小企業等に就労するUIJターン者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第３条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者及びその他これに準ずるものと市長が認める法人又は団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

イ　宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ　卸売業、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む団体であって、中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者に該当しないと市長が認めるもの

（２）　就労　雇用期間の定めが無く、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に規定する厚生年金保険、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に規定する労働者災害補償保険又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に規定する雇用保険に加入している正規雇用の形態により雇用されること。

（３）　UIJターン者　次のいずれかに該当する者

ア　本市に転入をし、転入後１年以内に中小企業等に就労をした者又は中小企業等に就労をした日から１年以内に転入をした者

イ　本市の本土地域から甑島地域に転居（以下「転居」という。）をし、転居後１年以内に中小企業等に就労をした者又は中小企業等に就労をした日から１年以内に転居をした者

（４）　２人以上世帯　UIJターン者及びUIJターン者と共に転入又は転居をした者で構成され、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録された世帯

（補助金の対象経費）

第４条　補助金の対象経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）　家賃　UIJターン者が、本市に転入若しくは転居をした日又は就労をした日のいずれか早い日から起算して前後１年以内に、自ら居住する目的で借り受けた住宅（UIJターン者が勤務する中小企業等の社宅及び社員寮並びにUIJターン者の親族が所有する家屋等を除く。）に対し支払った賃借料

（２）　移住費　UIJターン者が、甑島地域への転入又は転居に要した移住に係る経費

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、次の各号に定める経費の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

（１）　家賃　家賃１箇月分の額（ただし、次条の規定による交付申請時において家賃に対する他の支援等がある場合は当該支援等の額を控除した額。以下この号において同じ。）に１０分の３を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、２万円を限度とする。）に支払った月数（１２月を上限とする。）を乗じて得た額とする。ただし、甑島地域の住宅を借り受けた場合に限り、家賃１箇月分の額に１０分の５を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、１万５千円を限度とする。）に支払った月数（１２月を上限とする。）を乗じて得た額

（２）　移住費　次のア及びイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア　単身世帯　１０万円

イ　２人以上世帯　２０万円

２　前項各号の経費に係る補助金の交付はそれぞれ１度限りとし、同項第１号の

経費は２回に分けて交付することができる。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするUIJターン者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して３箇月以内に、UIJターン者家賃等補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（１）　UIJターン者となった日又はUIJターン者が住宅を借り受けた日のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）の属する月（以下「基準月」という。）から６箇月目までの家賃に対する補助金　基準日から６箇月を経過した日

（２）　基準月から数えて７箇月目から１２箇月目までの家賃に対する補助金　基準日から１２箇月を経過した日

（３）　移住費　基準日から６箇月を経過した日

２　交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　住宅を借り受けた事実を証する書類

（２）　家賃の払込みを証する書類

（３）　市税等の滞納がない証明書

（４）　住民票の写し

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　前項の規定にかかわらず、同項第３号及び第４号に掲げる書類は、市が保有する情報により調査することについて申請者が同意する場合は、省略することができる。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、UIJターン者家賃等補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第８条　決定通知書の交付を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して１箇月以内にUIJターン者家賃等補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（請求に対する交付）

第９条　市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（調査）

第１０条　市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象事業に係る経費の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は補助金の返還）

第１１条　市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（１）　交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

（２）　前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第１２条　この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、UIJターン者の中小企業等への就労及び中小企業等の経営の安定とする。

（見直しの期間）

第１３条　補助金に係る条例第４条第１項の市長が定める期間は、３年とする。

（効果の測定）

第１４条　補助金に係る条例第４条第２項第１号に定める効果は、中小企業等の新規就労者数を指標に用いて測定するものとする。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年４月１日告示第２４６号）

（施行期日）

１　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の薩摩川内市UIJターン者家賃等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の対象となった補助金について適用し、同日前に交付の対象となった補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年３月２４日告示第１７３号）

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の薩摩川内市UIJターン者家賃等補助金交付要綱の規定は、この告示

の施行の日以後に転入又は本市の本土地域から甑島地域に転居した者について適用し、同日前に転入又は本市の本土地域から甑島地域に転居した者については、なお従前の例による。

附　則（令和５年１２月２５日告示第８０８号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日告示第２２９号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の薩摩川内市UIJターン者家賃等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われるUIJターン者家賃等補助金の交付の申請について適用し、同日前に行われるUIJターン者家賃等補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

薩摩川内市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

ＵＩＪターン者家賃等補助金交付申請書

ＵＩＪターン者家賃等補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市ＵＩＪターン者家賃等補助金交付要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

薩摩川内市長　　㊞

ＵＩＪターン者家賃等補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったＵＩＪターン者家賃等補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　円
２　その他

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

薩摩川内市長　　様

請求者　住　　所
氏　　名　　㊞

ＵＩＪターン者家賃等補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知を受けたＵＩＪターン者家賃等補助金について、薩摩川内市ＵＩＪターン者家賃等補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額　　円

振込口座

金融機関名	本支店・本支所	種別	口座番号
		口座名義人	

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第８条関係）